（法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条　法第十七条の三十六第十一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第十三項の規定による意見の申出の方法）

第三十六条　市町村長は、法第十七条の三十六第十三項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第三十七条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十四項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～七　（略）

（法第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第三十八条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一～十　（略）

（法第十七条の三十六第十七項の規定による意見の申出の方法）

第三十九条　市町村長は、法第十七条の三十六第十七項の規定により、介護予防サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画

（法第十七条の三十六第十二項の厚生労働省令で定める事項）

第三十五条　法第十七条の三十六第十二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第十四項の規定による意見の申出の方法）

第三十六条　市町村長は、法第十七条の三十六第十四項の規定により、居宅サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第四項第七号に掲げる事項に関する記載）

第三十七条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十五項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～七　（略）

（法第十七条の三十六第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第三十八条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一～十　（略）

（法第十七条の三十六第十八項の規定による意見の申出の方法）

第三十九条　市町村長は、法第十七条の三十六第十八項の規定により、介護予防サービスの指定に関し、市町村介護保険事業計画

との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項に関する記載）

第四十条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十八項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一・二　（略）

（法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に関する記載）

第四十一条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十九項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第十号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～九　（略）

（認定市町村が指定都市等である場合等の読替え）

第四十二条　認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第三十五条及び第四十条の規定の適用については、第三十五条及び第四十条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第三十五条本文中「法第十七条の三十六第十項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた

との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四　（略）

（法第十七条の三十六第四項第九号に掲げる事項に関する記載）

第四十条　認定市町村は、法第十七条の三十六第十九項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第九号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の十二第二項の規定により同法第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一・二　（略）

（法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に関する記載）

第四十一条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第十号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

一～九　（略）

（認定市町村が指定都市等である場合等の読替え）

第四十二条　認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第三十五条及び第四十条の規定の適用については、第三十五条及び第四十条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第三十五条本文中「法第十七条の三十六第十一項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられ